



鳥取県公報

平成18年 2月21日(火)
号外第21号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果の公表 (1) 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成16年度に係る財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成18年 2月21日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	上	村	忠	史
鳥取県監査委員	福	間	裕	隆

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の概要

ア 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

(ア) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）については、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(イ) 県が、原則として、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を5,000万円以上交付している団体又は単県補助金等を2,000万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）については、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(ウ) 公の施設の管理を委託している団体（以下「管理委託団体」という。）については、関係法令等を遵守し、委託業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 監査の実施方法

監査は、監査実施機関に出向き、関係書類、事務・事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として実施した。

ウ 監査実施機関の数

区 分	監査対象機関の数	監査実施機関の数
出資団体	42団体	21団体
補助金等交付団体	97団体	28団体
管理委託団体	16団体	4団体
合 計	112団体	35団体

(注) 合計の数値は、出資団体、補助金等交付団体及び管理委託団体の数のうち、重複する団体の数を除いた数値である。

エ 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 石 差 英 旺
同 井 上 耐 子
同 上 村 忠 史
同 福 間 裕 隆

(2) 監査結果

ア 概 要

出資団体、補助金等交付団体及び管理委託団体における出納その他の事務の執行については全体としておおむね適正に行われていたが、一部の補助金等の執行に関する事務の処理について不適正なものがあり、イの実施機関別の状況に記載のとおり指摘し、これを改めるよう該当する団体に対し指導することを求めることとした。

また、事務の処理について改善を要すると認められた次に掲げる事項について、文書により注意を行い、該当する団体への適切な指導を求めることとした。

(ア) 予算事務

予算計上に関する事務手続の不適正

(イ) 収入事務

権限のない者による収入金の受領その他の収入事務手続の不適正

(ウ) 支出事務

支出金額の誤り、権限のない者による支出事務の決裁その他の支出事務手続の不適正

(エ) 契約事務

予定価格の未設定、契約書記載内容の不適正その他の契約事務手続の不適正

(オ) 補助金等の執行に関する事務

補助対象外経費の補助対象経費への算入その他の補助金等の執行に関する事務手続の不適正

(カ) 財産管理事務

郵券類の管理の不適正その他の財産管理事務手続の不適正

(キ) その他

会計帳簿の未整備、計算書類の注記の不備その他の事務手続の不適正

イ 実施機関別の状況

(ア) 総務部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政援助等の概要	
		出資金額	出資比率
財団法人鳥取県国際交流財団	平成17年12月22日	400,000,000円	
			63.5%

		補助金等	45,801,032円
		委託料	12,929,470円
学校法人鶏鳴学園	平成17年12月22日	補助金等	22,503,000円
財団法人鳥取県職員互助会	平成17年12月22日	補助金等	56,646,425円

(注) 委託料とは、公の施設の管理に係る委託料をいう。以下同じ。

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、別に、文書により注意するので該当する団体に
対し適切な指導を行われたい。

(イ) 企画部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政援助等の概要	
財団法人鳥取県情報センター	平成18年1月12日	出資金額	100,000円
		出資比率	50.0%

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、別に、文書により注意するので該当する団体に
対し適切な指導を行われたい。

(ウ) 文化観光局所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政援助等の概要	
財団法人鳥取県文化振興財団	平成18年1月12日	出資金額	200,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	25,103,618円
		委託料	534,851,091円
財団法人中海水鳥国際交流基金財団	平成17年11月24日	出資金額	150,000,000円
		出資比率	49.9%
財団法人因幡街道ふるさと振興財団	平成17年12月20日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	38.0%
鳥取県総合芸術文化祭実行委員会	平成17年12月22日	補助金等	58,233,819円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、別に、文書により注意するので該当する団体に
対し適切な指導を行われたい。

(エ) 福祉保健部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政援助等の概要	
財団法人鳥取県国民年金福祉協会	平成18年1月13日	出資金額	500,000円
		出資比率	45.5%

財団法人鳥取県臓器バンク	平成17年12月22日	出資金額	52,640,000円
		出資比率	59.4%
		補助金等	7,284,667円
財団法人鳥取県保健事業団	平成17年12月21日	出資金額	200,000円
		出資比率	28.6%
社会福祉法人鳥取県ライトハウス	平成17年12月21日	補助金等	36,892,657円
医療法人養和会	平成17年12月21日	補助金等	69,368,640円
社会福祉法人日翔会	平成17年11月24日	補助金等	184,289,000円
医療法人清生会	平成17年12月20日	補助金等	135,810,000円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、別に、文書により注意するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

(オ) 生活環境部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政援助等の概要	
		出資金額	
財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	平成17年12月20日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0%
		委託料	510,884,213円
財団法人鳥取県環境管理事業センター	平成17年12月22日	出資金額	66,666,667円
		出資比率	34.0%
		補助金等	99,634,771円
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	平成17年12月21日	出資金額	2,000,000円
		出資比率	44.2%
		補助金等	24,301,902円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、別に、文書により注意するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

(カ) 商工労働部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政援助等の概要	
		出資金額	
千代三洋工業株式会社	平成17年12月22日	出資金額	40,000,000円
		出資比率	40.0%
米子商工会議所	平成17年11月24日	補助金等	51,127,216円
鳥取本通商店街振興組合	平成18年1月12日	補助金等	227,116,000円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、別に、文書により注意するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

(キ) 農林水産部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政援助等の概要	
		出資金額	
社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	平成18年1月12日	出資金額	7,500,000円
		出資比率	25.0%
		補助金等	6,603,190円
財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	平成18年1月12日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	75.0%
		補助金等	30,239,610円
株式会社鳥取林業サービス	平成17年12月20日	出資金額	48,000,000円
		出資比率	40.0%
		補助金等	1,318,297円
財団法人鳥取県造林公社	平成18年1月12日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	295,783,792円
鳥取県漁業信用基金協会	平成18年1月12日	出資金額	255,450,000円
		出資比率	34.5%
		補助金等	1,543,087円
財団法人鳥取県栽培漁業協会	平成17年12月20日	出資金額	218,000,000円
		出資比率	93.6%
		補助金等	59,169,048円
鳥取県中部農業共済組合	平成17年12月20日	補助金等	188,712,000円
鳥取西部農業協同組合	平成17年11月24日	補助金等	10,640,664円
八頭中央森林組合	平成17年12月20日	補助金等	2,618,000円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を指導されたい。

平成16年度鳥取県広域森林組合経営体制支援事業補助金について、補助対象とならない事業費を対象経費に算入していたため、補助金が過大な交付となっていた。

(八頭中央森林組合：所管 八頭地方農林振興局)

なお、改善を要すると認められた事項については、別に、文書により注意するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

(ク) 県土整備部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政援助等の概要	
		出資金額	
鳥取県土地開発公社	平成18年1月12日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	14,332,698円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、別に、文書により注意するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

(ケ) 教育委員会所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政援助等の概要	
		出資金額	
社団法人鳥取県私学振興会	平成17年12月21日	出資金額	40,000,000円
		出資比率	25.9%
		補助金等	100,712,528円
財団法人鳥取県教育文化財団	平成18年1月12日	出資金額	100,000円
		出資比率	100%
		補助金等	20,752,491円
		委託料	159,195,779円
財団法人鳥取県教育関係職員互助会	平成17年12月21日	補助金等	86,959,774円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、別に、文書により注意するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

(コ) 警察本部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政援助等の概要	
		補助金等	
財団法人鳥取県警察職員互助会	平成17年12月21日	補助金等	28,726,646円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、別に、文書により注意するので該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

2 監査意見

(1) 企画部、商工労働部、農林水産部及び教育委員会共通

県が出資する公益法人等の役員への女性の選任について（情報政策課、労働雇用課、生産振興課、林政課、水産課及び教育総務課）

鳥取県では、男女が対等な立場で個性豊かに生き生きと暮らせる社会の形成を目指しており、その実現に向け、政策や方針決定の場に女性が参画しやすくするための環境整備に取り組んできている。

このような取組については、県が出資をしている公益法人等（以下「県出資法人等」という。）においても、また同様に期待される。

しかし、県出資法人等においては、その団体における方針の立案や決定等を行う理事会等の役員に、女性を選任していない団体が相当数見受けられた。

については、県は、女性の役員を選任していない県出資法人等に対し、その選任が一層進むよう働きかけられたい。

(2) 文化観光局

ア 財団法人中海水鳥国際交流基金財団の運営等の在り方について（国内交流推進室）

財団法人中海水鳥国際交流基金財団は、県と米子市が出資し、その基本財産の運用収入等により野生鳥類の調査研究等の独自事業を行うとともに、米子市から米子水鳥公園の管理運営業務を受託している。

しかし、当該法人の設立当初から、独自事業の実施に係るものを含め、職員の人件費のほとんどは、米子市から支払われる米子水鳥公園の管理運営委託料によって賄われており、さらに、近年は、基本財産の運用収入も設立時に比して半額以下となっているため、独自事業の展開が厳しい状況となっている。

また、米子市は平成18年4月から米子水鳥公園の管理運営を指定管理者に移行することとし、公募の結果、当面は当該法人が管理運営を受託することとなったが、将来、仮に当該法人が指定管理者から外れることになれば、当該法人の存続自体が危ぶまれるとも考えられる。

一方、平成17年11月に中海がラムサール条約に定める国際的に重要な湿地として登録されたことに伴い、中海が人にも水鳥にも住みやすい環境として保たれるように、当該法人の機能が一層発揮されることが望まれていると思われる。

については、県は、米子市と協議し、今後の当該法人の運営等の在り方について検討されたい。

イ 財団法人中海水鳥国際交流基金財団の財務規程の整備について（国内交流推進室）

財団法人中海水鳥国際交流基金財団の会計経理に関しては、簿記の原則に従って明確に整理記録すべきことが当該法人の財務規程に定められている。

しかし、資産計上するのが適当であると考えられる備品を有していながら、固定資産及び減価償却に関する規定がなかったり、手許に現金を毎日保有しながら、小口現金の取扱いに関する規定がない等財務規程が十分には整備されていない状況が見受けられた。

については、県は、米子市と協議し、当該法人に対して、会計経理が簿記の原則に従って明確に整理記録されるよう、財務規程の適切な整備について指導されたい。

ウ 財団法人因幡街道ふるさと振興財団の運営等の在り方について（国内交流推進室）

財団法人因幡街道ふるさと振興財団は、石谷家住宅を中心に、智頭宿を交流拠点ゾーンとした因幡街道沿いの文化施設との連携を図った事業を展開し、地域住民の文化的意識の向上を図る目的で、県、智頭町等が出資して設立されたものである。

しかし、近年、石谷家住宅への入館者の減少等により、経営状態は相当に厳しくなっており、今後の運営等について改善が望まれるところである。

特に、当該法人の主要な目的の一つである、因幡街道沿い全体の振興に視点を置いた魅力ある事業展開が強く求められていると思われる。

については、県は、智頭町等関係市町と協議し、当該法人の運営及び事業活動の在り方について検討されたい。

(3) 文化観光局及び教育委員会共通

保守点検に係る委託契約等への競争入札等の導入について（文化政策課及び家庭・地域教育課）

財団法人鳥取県文化振興財団は県民文化会館及び倉吉未来中心の、財団法人鳥取県教育文化財団は生涯学習センターの管理をそれぞれ県から委託されているが、これらの施設のエレベーター、舞台装置等の機器等の保守点検に係る委託については、その多くが当該機器等の設計・施工業者又は納入業者と1者見積りによる随意契約を締結しており、その理由の多くは、他に当該機器等の保守点検を行うことができる者がいないというものである。

しかし、県の施設におけるエレベーターの保守点検に係る委託等については、従前、1者見積りによる随意契約であったものを競争入札に付したところ、予定価格に対する落札価格の割合が下がっている状況にある。

については、県は、両法人に対して、機器等の保守点検に係る委託について、安易に1者見積りによる随意契約を行うことなく、契約の公平性を確保し、より透明性を向上させる観点からも、競争入札の導入を積極的に図るよう指導されたい。

また、契約期間を複数年にすることにより、更に経費の節約が可能になると思われる。この複数年の契約方法は、保守点検に係る委託にとどまらず、清掃委託等についても有効と考えられるため、この点についても併せて検討するよう指導されたい。

(4) 福祉保健部

ア 臓器移植に取り組む医療機関の増大について (医務薬事課)

財団法人鳥取県臓器バンクは、臓器移植の普及を図るため、県民に臓器移植医療への理解・協力を求める啓発を行うほか、実際に臓器提供の希望者が現れた時には、当該法人の移植コーディネーターが移植希望者までの橋渡しを行う等の活動を行っている。

このような活動により、本県では、臓器提供意思表示カードを知っている人及び実際に当該カードを持っている人の割合は、全国に比べ高くなっている。

しかし、このような状況であるにもかかわらず、当該法人の前身である財団法人鳥取県腎バンクが設立された平成6年4月以来、鳥取県内で臓器の提供があったのは2人のみ(平成17年12月末現在)であり、実際の臓器移植にはなかなか結びついていないのが現状である。

については、県は、当該法人と連携して、医療機関が臓器提供に取り組めない理由を調査し、その対策を検討する等、臓器移植が一層推進されるよう努められたい。

イ 複十字シール募金の募金手数料について (健康対策課)

財団法人鳥取県保健事業団が主催する複十字シール募金(結核予防募金)において、従来からの慣行により、特定の団体については、その会員が行った募金の額の一定割合を募金を取りまとめた手数料として、当該団体に交付している状況が見受けられた。

当該法人においては、街頭募金に係るものについては基準が定められているが、前述のような募金の取りまとめに対する謝礼的な手数料の交付についての明確な基準は定められておらず、また、当該団体のみに手数料を交付することについての説明も十分になされていない状況にある。

については、県は、当該法人に対して、当該募金の使途の透明性を図る観点から、募金手数料の在り方について検討を行うよう指導されたい。

(5) 生活環境部

生活衛生同業組合の加入率の向上等について (県民生活課)

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターは、出資者である飲食店営業、理・美容業、旅館・ホテル業等の各生活衛生同業組合と連携して、これら営業施設の衛生水準の維持向上等に努めているところである。

しかし、近年、各生活衛生同業組合の加入率は、かなり低下してきている状況にある。組合を通しての各営業者への指導を中心に活動している当該法人の現状を考えれば、組合加入率の低下は、関係営業施設の衛生水準の維持向上等へ悪影響を及ぼすことが懸念される。

については、県は、当該法人に対して、各生活衛生同業組合の加入率の向上のための対策を早急に検討するとともに、組合員以外の営業者に対する指導、情報の提供等の取組を強化するよう指導されたい。

(6) 農林水産部

ア 財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会の事務局の運営の在り方について (生産振興課)

財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会は、野菜の価格の著しい低落があった場合に、生産者へ補給金を交付して産地の育成を図る事業を行っているが、当該法人の事務局の運営経費は、年々厳しい状況となっている。

当該法人の事務局の運営経費は、平成8年度以降は財源の確保をその準備金の取崩しにより対応していたが、このままでは円滑な運営ができなくなるおそれがあるとして、平成17年度から3年間に限り、県、市町村及び農業団体による財源助成が行われる予定となっている。

しかし、平成20年度以降についてはその見通しが立っておらず、また、このような暫定的な支援を頼りにした当該法人の事務局の運営の在り方は、好ましいものとは言いがたい。

については、県は、当該法人に対して、事務局の運営経費の大半を占める人件費の在り方及び安定的な財源の新たな確保について、速やかに検討を行うよう指導されたい。

イ 株式会社鳥取林業サービスの会計処理に関する規程の制定について (林政課)

株式会社鳥取林業サービスの会計処理において、支出事務の決裁権限者である社長の決裁が行われてい

ないものがあり、また、預金通帳及び代表印の保管について、保管責任の所在が明確になっていない等の状況が見受けられた。

これらの状況は、現金預金の出納・保管責任の在り方等について必要事項を明記した会計処理に関する規程が当該法人に定められていないことが大きく原因しているものと思われる。

については、県は、当該法人に対して、その実態を踏まえた、会計処理に関する適切な規程を制定し、その規程に沿った適確な事務処理を行うよう働きかけられたい。

ウ 財団法人鳥取県栽培漁業協会の事業の在り方等について（水産課）

県の栽培漁業センター（以下「センター」という。）は栽培技術の開発・調査研究を、財団法人鳥取県栽培漁業協会（以下「協会」という。）は種苗生産及び養殖技術の普及指導をそれぞれ行っており、双方が連携して栽培漁業の促進に取り組んでいるが、協会の設立目的は沿岸漁業の振興に寄与することであり、内水面漁業については業務の対象とされていないところである。

最近、センターでは、農業者等が新規に養殖に取り組み始めたホンモロコ、カジカ等の内水面における新たな栽培漁業についてもその試験研究に力を入れ、事業者からの相談に応じているが、これらに係る県内における種苗生産及び普及は、必ずしも進んでいるとは言えない状況である。

については、県は、協会、関係団体等と今後十分に協議し、内水面における栽培漁業への協会の関わり方を含め、内水面における栽培漁業の促進の在り方について検討されたい。

